



基 安 安 発 第 1128002 号

平 成 15 年 11 月 28 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

クレーンに用いる電気チェーンブロックのアルミニウム合金ダイカストボディ
の取扱いについて

標記について、山梨労働局労働基準部安全衛生課長からの別紙甲の照会に対し、別紙乙のとおり
回答したので了知されたい。

別紙甲

事 務 連 絡
平成15年10月10日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長 殿

山梨労働局労働基準部
安全衛生課長
(公印省略)

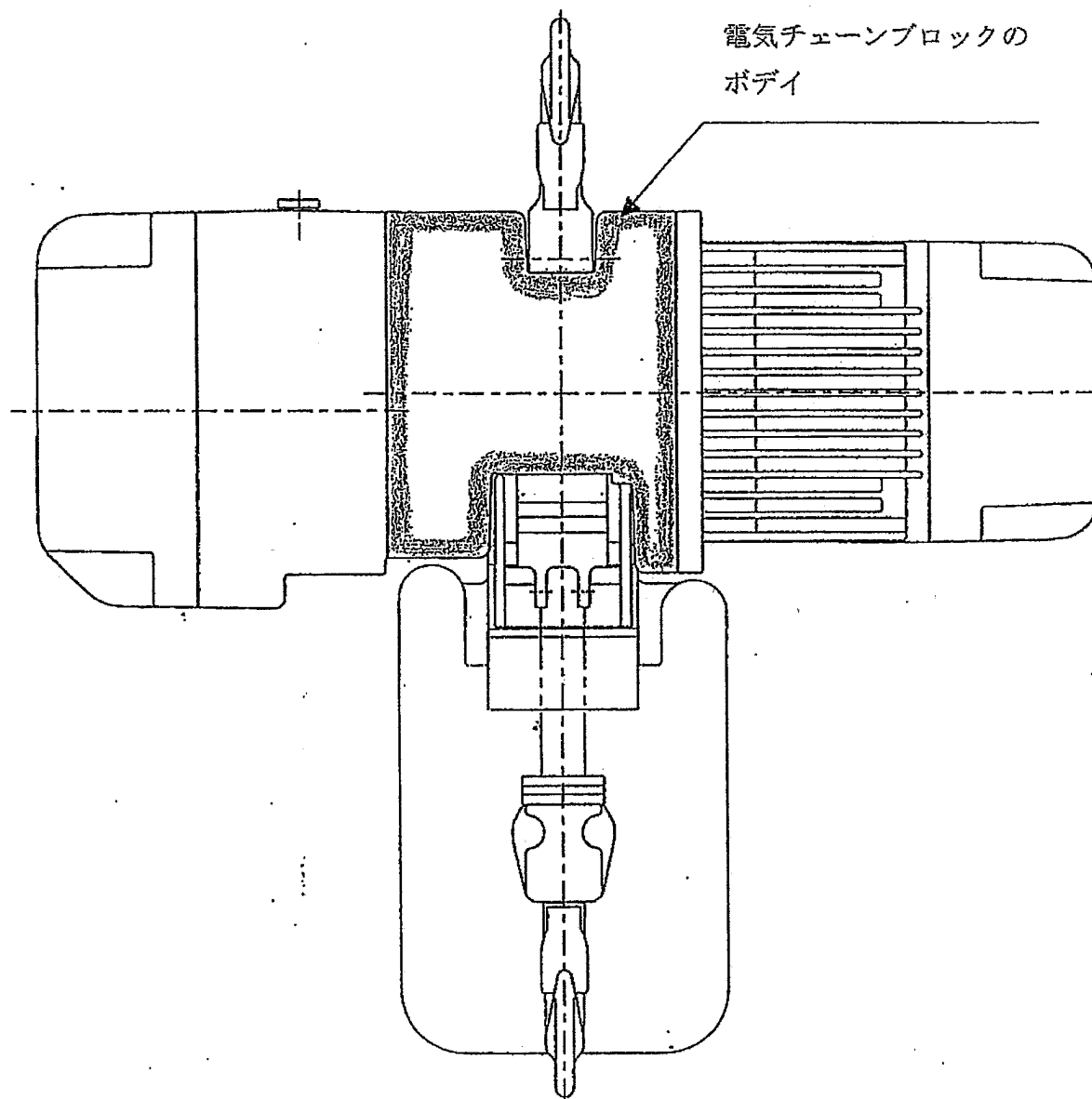
クレーンに用いる電気チェーンブロックのアルミ
ニウム合金ダイキャストボディの取扱いについて

標記については、平成6年3月31日付け5基収第893号(以下「893号通達」という。)によってその取扱いが示されており、この中で、「本件の適用除外は、当該工場において製造された電気チェーンブロックのみを対象とする」とされているところです。

今般、当該電気チェーンブロックを製造する事業者(以下「申請事業者」という。)から、チェーンブロックのボディ部分について、893号通達と同じ設計基準、品質管理体制で外注により製造し、申請事業者においてこのボディ部分の受入検査を実施することにより、申請事業者が製造したものと同等の強度等を確認した上で、申請事業者において、このボディ部分を使用して電気チェーンブロックを製造することへの照会がありました。

本件について、申請事業者の受入検査で同等の強度等が確認されたボディ部分を使用した電気チェーンブロックは申請事業者の工場で製造したものとして取り扱うこととしてよろしいかお伺いします。

(伺いに係る電気チェーンブロックのボディ)



(材料)

材質：JIS H 5302 ADC12

(単位：%)

	Cu	Si	Mg	Zn	Fe	Mn	Ni	Sn	Al
JIS 規格	1.5～ 3.5	9.6～ 12.0	0.3 以下	1.0 以下	1.3 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.3 以下	残部
試作品	2.179	10.825	0.185	0.623	0.834	0.178	0.078	0.029	残部

ER1形 基本本体E 電気チェーンブロック用ボディの破断荷重

単位：t

サンプルを採取時 サンプル数	①朝の立ち上り時	②安定時	③休憩時間直後
1	22.15	24.34	24.03
2	24.90	24.29	22.00
3	21.50	23.77	24.18
4	22.73	23.37	23.32
5	23.38	22.70	23.83
6	23.32	24.23	24.39
平均	23.00	23.78	23.62
全体平均	23.47		

生産数			40
採取数			18
破断強度	下限規格	破断値	18 t
		安全率	6
	実測値 (平均： $\bar{x}$)	破断値	23.47 t
		安全率	7.8
最大値		破断値	24.9 t
		安全率	8.3
最小値		破断値	21.5 t
		安全率	7.2
範囲 (R) (最大値－最小値)			3.4 t
標準偏差 (s)			0.94 t
統計的バラツキの最小値 ($\bar{x} - 3s$)		破断値	20.65 t
		安全率	6.88
工程能力指数 (C _p)			1.94
安全率6を下回る確率(%)			$3.13 \times 10^{-6} \%$

※1：不良品が発生する確率は、 $k = (\bar{x} - \text{下限規格}) / s$ にて、正規分布表に基づき算出。

別紙乙

基安安発第 1128001 号

平成 15 年 11 月 28 日

山梨労働局労働基準部

安全衛生課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

(公印省略)

クレーンに用いる電気チェーンブロックのアルミ
ニウム合金ダイキャストボディの取扱いについて

平成 15 年 10 月 10 日付け事務連絡で照会があった標記については、貴見のとおり取り扱うこととする。

なお、申請事業者において、受入検査の結果を確実に保存させること。